

- 介護保険法施行令第四条第二項に規定する厚生労働大臣が定める看護師その他の従業者の員数及び厚生労働大臣が定める看護の体制その他の看護に関する基準に適合する病床等（平成十一年厚生省告示第九十八号）（抄）

改 正 案	現 行
<p>介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する主として痴呆の状態にある老人（当該痴呆に伴って著しい精神症状（特に著しいものを除く。）を呈する者又は当該痴呆に伴って著しい行動異常（特に著しいものを除く。）がある者に限るものとし、その者の痴呆の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）を入院させることを目的とした病床に係る厚生労働大臣が定める看護師その他の従業者の員数及び厚生労働大臣が定める看護の体制その他の看護に関する基準に適合する病床は、看護師その他の従業者の員数については第一号に該当し、看護の体制その他の看護に関する基準については第二号に該当し、かつ、それぞれの要件に該当することにつき、当該病床により構成される病棟から成る病院の所在地の都道府県知事に届け出た病院の当該届出に係る病棟の病床とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>1. 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する主として痴呆の状態にある老人（当該痴呆に伴って著しい精神症状（特に著しいものを除く。）を呈する者又は当該痴呆に伴って著しい行動異常（特に著しいものを除く。）がある者に限るものとし、その者の痴呆の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）を入院させることを目的とした病床に係る厚生労働大臣が定める看護師その他の従業者の員数及び厚生労働大臣が定める看護の体制その他の看護に関する基準に適合する病床は、看護師その他の従業者の員数については第一号に該当し、看護の体制その他の看護に関する基準については第二号に該当し、かつ、それぞれの要件に該当することにつき、当該病床により構成される病棟から成る病院の所在地の都道府県知事に届け出た病院の当該届出に係る病棟の病床とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2. 令第五十二条第二項の規定により読み替えて適用される令第四条第二項に規定する主として老人慢性疾患（老人がかかっている場合において一般に慢性の経過をたどる疾患をいう。以下同じ。）にかかっている老人（当該疾患につき手術を要する状態にある者又は急性の疾患にかかっている者を除く。）を入院させることを目的とした病床（療養病床を除く。以下「介護力強化病床」という。）に係る厚生労働大臣が定める看護師その他の従業者の員数及び厚生労働大臣が定める看護の体制その他の看護に関する基準に適合する病床は、看護師その他の従業者の員数については第一号に該当し、看護の体制その他の看護に関する基準については第二号に該当し、かつ、それぞれの要件に該当することにつき、当該病床により構成される病棟から成る病院の所在地の都道府県知事に届け出た病院の当該届出に係る病棟の病床とする。</p> <p>二 次のいずれにも該当する員数を有すること</p> <p>イ 介護力強化病床により構成される病棟における看護師及び准看護師の数の合計数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。</p> <p>ロ 当該病棟における介護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。</p> <p>三 老人慢性疾患にかかっている老人の看護に必要な器具器械及び看護の記録が備え付けられていること。</p>